

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年6月27日（水）17:15～17:35
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団湊志会瀬田クリニックグループ代表

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

齋藤 和弘 新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課長

小出 隆嗣 新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課係長

瀬戸 則文 新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課係長

<事務局>

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長

小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 新潟版企業による農地取得について
 - 3 閉会
-

○小谷参事官 2コマ目です。新潟市に来ていただいております、「新潟版企業による農地取得について」ということをございますけれども、まず、冒頭、資料については公表で構わないけれども、議事については非公表でという話をいただいておりますが、その説明をまず新潟市をお願いします。

○齋藤課長 今回、具体的な事業者のお名前とか、その一部経営状況みたいなものもお話ししたいと思っていますので、できればその部分は非公開のほうがいいかなということで、非公開をお願いしております。

○八田座長 分かりました。

○小谷参事官 それでは、八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 その部分だけ非公開にするということではまずいいのですか。

○齋藤課長 それでも構わないと思います。

○八田座長 それでもいいですか。それでは、そういうことにしましょう。

○小谷参事官 どうぞよろしくお願いします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

早速、この御提案について御説明をお願いいたします。

○齋藤課長 新潟市でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、企業の農地取得（新潟市方式）について、御説明させていただきます。

お配りした資料、A4横の資料でございます。

1 ページ目の左側、「1 現状及び養父市の特区制度」についてでございます。現状について、現在、農地法により農地を取得できる農地所有適格法人の企業等の議決権は1／2未満に制限されており、企業が経営権を持つ法人は、農地を取得することが認められておりません。その一方で、平成28年9月の国家戦略特別区域法の改正により、養父市限定で農業経営を行う法人の農地取得が解禁されましたが、農地所有適格法人は除外され、本特例措置の活用が認められておりません。

次に、（2）養父市における法人農地取得事業の概要についてです。①趣旨について、農業経営を行う法人による農地取得を解禁する特例措置になります。②対象区域は、養父市限定で、③事業期間の制限が5カ年の時限措置となっております。④関係法令について、本特例措置は、特区法第18条と特区法施行令第26条に規定される取組みになります。⑤仕組みとしては、企業が農地を取得する場合、養父市を介した農地売買が必要であり、一旦養父市が地権者から土地を買入れ、企業に売渡すことや、企業が農地を適正に利用しなかった場合、養父市が買戻すことなどが盛り込まれております。また、50アール以上の農地売買には養父市議会の議決が必要であり、売買に当たり、農地取得が必要な法人名とその理由を公表する必要があります。⑥特記事項になりますが、本特例措置は特区法第18条第2項で、担い手が著しく不足し、耕作放棄地の面積が増加するおそれがある区域に限定されており、かつ、特区法施行令第26条で、対象区域が養父市に限定されております。

次に、資料の右側、「2 提案に至る課題認識」についてでございます。前段で、養父市の法人農地取得事業の概要について御説明しましたが、新潟市と養父市では、農業環境に大きな違いがございます。図表1、全国と新潟市での新規就農者の伸び率の比較を御覧ください。平成21年から平成28年までの新規就農者の伸び率を比較したところ、全国では6万6,820人から46万9,630人と、7倍に対して、新潟市では27人から427人と15.8倍まで伸びております。次に、その下、グラフ1、新潟市内における新規就農者の推移を御覧ください。新潟市の新規就農者数は、年々増加傾向にあり、近年では年間60～70人程度で推移しております。このことから、新潟市においても、担い手の減少はあるものの、著しく不足しているという状況にあるとは言えず、むしろ新規就農者については増加傾向にあります。

次に、資料の2ページ目の左側、グラフ2でございます。新潟市内における耕作放棄地

面積の推移を御覧ください。新潟市の耕作放棄地の面積は、特区参入企業などの活躍もあって、平成26年の186.3ヘクタールから、平成28年の165.3ヘクタールへと21ヘクタール減少しています。

このことから、特区法第18条第1項に規定する農業の担い手が著しく不足及び第2項耕作放棄地の面積が増加するおそれのある区域に、新潟市は適合しておらず、養父市の法人農地取得事業は、新潟市で活用することができない状況でございます。

次に、資料の右側、「3 新潟市の提案内容」についてでございます。これらの状況を踏まえ、新潟市では農地所有適格法人に基づく規制緩和、これは議決権の緩和になりますが、この適用を提案いたします。

①趣旨について、企業の有する議決権の合計を、総株主の議決権の過半まで拡大した農地所有適格法人による農地取得を解禁するものです。②対象区域は新潟市とし、③事業期間については制限を設けておりません。④関係法令につきましては、農地法第2条第3項第2号に農地所有適格法人の議決権に関する事項が規定されていますが、これを規制緩和するものとなります。⑤仕組みについて、新潟市において企業からの出資を受けて設立する、また、設立された法人で適性審査に適合したものに限り、企業の議決権の合計を総株主の議決権の合計の過半まで拡大することを認めたいと考えております。

適性審査は、新潟市が平成27年に新潟市附属機関設置条例に基づき、独自に設置した新潟市農地効率的利用促進審査会が担うこととし、審査員である学識経験者、公認会計士、税理士などの専門家が法人の営農計画書や財務諸表などを点検することで営農状況を細部までチェックいたします。また、事業撤退の未然防止及び撤退する場合の対応措置として、関係法令が農地法の見直しとなることから、同法の規定に準拠した対応が可能と考えております。まず、農地法第6条第1項に規定する農業委員会への事業報告に基づき、法人の経営状況を定期的に把握することで、事業撤退の未然防止に努めます。万が一撤退するに至った場合は、農地法第6条第2項に規定する農業委員会による勧告及び同条第3項に規定する農業委員会によるあっせんに基づき、対象農地の継承先を検討することとします。さらに、これらの調整が不調に終わった場合、農地法第7条第1項にうたわれている国の買収規定を適用することとします。

⑥特記事項になりますが、本提案については、農地法に基づくものであることから、将来的には全国展開が可能であり、単に農作物を栽培だけでなく、農業用ハウスなどの大規模投資を行うための農地取得も目標の一つと考えております。

次に、資料の3ページ目の左側、「4 期待される効果」についてでございます。主な効果としては、議決権を緩和した農地所有適格法人の形態で、農地の取得を希望する法人がいるというところでございます。

次に、大型ハウスなど、長期的な営農計画のもとで行われる大規模投資のリスクが軽減できることでございます。農業者の負担を軽減しながら、資金力の乏しい新規就農者などが企業と連携した農業参入といったことが期待できること。また、農地を取得できる法人

を設立し、農業経営に取り組む姿勢を見せることから、地元に安心感を与えることが期待できるところでございます。取得した農地に大型ハウスなどを整備することができれば、農産物の周年供給や収益向上が期待できることなどが考えられます。

新潟市では、法人の役員要件の緩和を活用して、現在、ローソン、新潟クボタ、JR東日本など、計9社が農業参入し、それぞれが目に見える成果を上げております。

参考までに、国税庁の減価償却の試算の耐用年数に関する省令によりますと、農業ハウスの耐用年数は、一般的に10年、または構造物に該当するものは14年とされており、これだけの設備投資を賃借した農地で行っていることになっております。継続的かつ安定的な農業経営を可能とするためにも、法人の自己所有地で大規模投資を可能とし、貸しはがしのリスクを未然に防止する意味でも、本特例措置の活用は効果的であると考えています。

本特例措置の活用により、農地所有適格法人の企業の議決権を緩和することで、農業分野への投資拡大を図り、地域農業の更なる活性化を図っていきたいと考えております。

それで、最後に資料の3ページの右側なのですが、こちらは追加の提案となるのですが、「5 農地所有適格法人の事業要件の緩和」についてもお話しさせていただければと思います。先ほど御説明しました農地所有適格法人の議決権の緩和に加え、プラスアルファと言うことで、事業要件の緩和を提案させていただきました。現状について、農地法では、農地所有適格法人の事業要件として、法人の主たる事業は農業、農産物の確保や販売の関連も含みますが、法人の主たる事業は農業でなければならない、その売上高が全体収入の過半を占めなければならないと規定されております。また、農産物の加工・販売の関連事業では、自らも生産している農産物を他から仕入れ、加工・販売することは認められていますが、自ら生産していない農産物を他から仕入れ、販売・加工の売上げが過半を超えることは認められておりません。

次に、新潟市の提案内容について、農地所有適格法人に基づく規制緩和の提案をするものでございます。①趣旨としては、農地所有適格法人が自ら生産していない農産物を周辺地域、新潟市内を想定していますが、こういったところから仕入れ、加工・販売する際は、その売上高も農地所有適格法人の主たる事業として認めるというものでございます。②対象区域は新潟市とし、③事業期間の制限は設けておりません。④関係法令については、農地法第2条第3項第1号に、農地所有適格法人の事業要件に関する事項、農地法関係事務に関する処理基準に、その取扱いが規定されておりますが、これを規制緩和するものでございます。期待される効果としては、農地所有適格法人が地域農産物の販路を拡大することにより、農業経営の安定と地域農業者の所得向上を図ることが可能になると考えています。

以上、新潟市から二つの規制改革事項の提案をさせていただきました。御議論を是非よろしく願いいたしたいと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様にご意見を伺う前に、確認ですけれども、ここの今度の農地所有取

得に関する提案の養父と違う点は、第一に、農地所有適格法人を対象とすることで、農業生産法人についてですね。

○齋藤課長　そうです。農業生産法人になります。

○八田座長　養父の場合には、普通の企業が入った。それから、2番目にお話を伺っていると、養父でもって非常に注意深く対策を立てた耕作放棄地対策とか、それから、産廃の対策とかというものは設けないと。それはここにある意味で全国でも稀な、放棄地が少ないところだし、むしろ減っているからだということですよ。その代わりに何をするかというと、もし万一のことが起きた場合には、国に買上げてもらうということです。そこが弱い。養父と同じことをやっても、どうせ放棄しないのだから、いいではないかと思いますが。養父の場合には結構、市が色々面倒を見ているわけですね。そういうことをやって、別に問題にならないのではないかという印象を受けるのですが、そこはどうか。

○齋藤課長　そうですね。養父市はかなり市としての責任を負う形で提案されて、かなり素晴らしい制度かなと思っているのですが、全国の自治体に広げていくことを考えたときに、現行の農地法の中で、農業委員会によるあっせんだとか、現地のパトロールだとか、そういうものはかなり一生懸命やられている自治体もありますので、そういったところでは、そういう問題事例が発生したらすぐに早目早目に止めるということが必要になってくるので、そういったところと連携してやっていくことで、カバーできるのではないかなという考えはあります。

○八田座長　そう議論したけれども、全然ダメだったからああいう面倒くさい制度を作ったわけですよ。

○齋藤課長　そうですね。

○八田座長　だから、その措置はあったほうが説得しやすいのではないかなという気は第一印象としてしました。

それでは、委員の方、どうぞ。

○八代委員　データなのですけれども、1ページの新規就農者が全国ベースでもこんなに大きく増えているというのは。

○齋藤課長　すみません。平成21年が基準年なのですけれども、平成28年は7年間の累計の数字になります。

○八代委員　累計ですけれども、それでも増えているわけですよ。

○八田座長　やめる人はもっといるわけですよ。

○齋藤課長　やめる人はもっといます。

○八代委員　だから、純計で見ないと、あまり意味がないような気がするのですけれども。

○齋藤課長　単純に新潟市のお話をさせていただくと、農林業センサスで10年間の計を見ると、毎年大体750人減っています。新規就農者が大体65人前後ですので、10分の1以下に担い手が減っている。そういった中で、農地の集積、集約やICTの関係で、今様々な取組をしていますが、今回、規制緩和をいただいた外国人の活用だとか、そういう部分も含めて、

今頑張っているところです。

○八代委員 高齢者で減る人は仕方がないから、新規就農がその後もこれだけ増えているからいいのだということですよね。

○齋藤課長 養父市のほうで規定されている担い手の著しく不足するということに、新潟市の現状でいくと、該当しないのではないかとということです。

○八代委員 そうということですよね。分かりました。

私も、さっきの八田座長と同じで、パトロールもして、絶対にそんなに産廃を放棄させないのだったら、逆に責任を取っていいではないかということで、まさにそこがないと、国に買取れというのは、あまりにも農林水産省はうんとは言わないに決まっているわけで、そこが一つのポイントだろうと思います。もちろん規制緩和はもっとやればいいと思うのですけれども。そういう点が、それは同じことですからね。

それから、作るのではなくて、販売するのも広い意味での農家、農業事業なのだというのは、一つの発想だと思いますが、農林水産省が受け入れるかどうかというのはまた非常にハードルは高いですけれども。

○八田座長 この前半と全然別の話ですよ。前半だけで十分ハードルの高い話ですよ。

○八代委員 ありがとうございます。

○八田座長 どちらかというと、今の段階では、この前半ができればものすごいところですよ。

○齋藤課長 農業委員会から指導が入ったということで、これは処理基準でしかないので、そんなにハードルは高くないかなという気はしております。

○八田座長 分かりました。

○阿曾沼委員 伺っていて、非常に説得力があってバランスの取れた御提案だなと思います。しかし、最後に国が買取るという点を聞くと、疑問もあります。やはり、より自治体の覚悟、主体性を示す必要があるのではないかと思います。やはり行政の方の心意気が感じられなくてはなりませんから。

○齋藤課長 承知しました。

○八田座長 ただ、大変ですけれどもね。条例を通さなければいけないですから。しかも、養父は条例を先に通してしまったのですよ。

○齋藤課長 そうでしたね。思い出しました。

○八田座長 それでは、そういうことで、今の農地を国が買取るところを変えていただくと、この提案は両方ともこれから遂行していくに値するのではないかとということです。

○齋藤課長 承知しました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

これはこれで、またもう一つですね。

○小谷参事官 ありがとうございました。

今のところをもう一度整理いただいて、また提案いただいたら、農林水産省と当たるかどうか、座長と御相談させていただきます。2コマ目は以上です。